

第4期 事業報告

〔平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで〕

神戸港埠頭株式会社

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、「民」の視点からの効率的な埠頭の管理運営に努めるとともに、アジア主要港との厳しい港間競争を勝ち抜くことのできる国際戦略港湾「阪神港」の実現を目指して、「集貨」「国際競争力強化」に取り組んでまいりました。

「集貨」として、港湾管理者・大阪港埠頭株式会社と一体となって、阪神港セミナー（東京）や各種集貨施策説明会（岡山・高松・博多・京都）といった、ポートセールス活動に取り組みました。また、釜山港をはじめとする東アジア主要港から西日本諸港の貨物を奪還すべく、内航フィーダー網の拡充に引き続き取り組むとともに、神戸港におけるトランシップ貨物を誘致するため、新たに神戸港トランシップ貨物誘致促進事業を実施するなどの取り組みを進めてまいりました。

「国際競争力強化」として、コンテナ船の大型化など、阪神港を取り巻く状況が急速に変化するなか、高規格コンテナクレーンを整備するとともに、大水深・耐震岸壁の整備に着手しました。

これらの「集貨」「国際競争力強化」に港湾管理者と連携し取り組んだ結果、平成25年の神戸港の内外貿を合わせたコンテナ取扱個数は、2,553千TEUとなりました。

また、国際戦略港湾「阪神港」を一体かつ一元的に運営する港湾運営会社として指定を受けるため、大阪港埠頭株式会社との経営統合について、具体的な協議を進めてまいりました。

この結果、各事業の収支は次のとおりでございます。

① 外貿埠頭事業

当事業年度の外貿埠頭事業は、建設事業として、高規格コンテナクレーンの建設を進めるとともに、埠頭貸付事業として、公共コンテナ埠頭を含むポートアイランド及び六甲アイランドにおける外貿埠頭の管理運営を実施しました。

これらにより、売上高は7,832百万円、売上原価は5,592百万円、販売費及び一般管理費は966百万円、営業利益は1,273百万円となりました。

② フェリー埠頭事業

フェリー埠頭事業は、建設事業として、六甲アイランドフェリー埠頭旅客ターミナルのバリアフリー化を進めるとともに、フェリー埠頭の管理運営を実施しました。これらにより、売上高は427百万円、売上原価は184百万円、販売費及び一般管理費は33百万円、営業利益は209百万円となりました。

以上の結果、外貿埠頭事業、フェリー埠頭事業を合わせた当事業年度の売上高は、8,260百万円、営業利益は1,483百万円、経常利益は880百万円、当期純利益は4,787百万円となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっております。

	埠頭名	内容	実施額 (税込)
外貿	P C 16/17	コンテナクレーン製造等工事(3基)※	1,954,547千円
	P C 16/17	コンテナクレーン製造等工事(2基)※	390,600千円
	R C 6/7	コンテナクレーン製造等工事(3基)※	182,000千円
	R C 4/5	コンテナクレーン制御装置更新(2基)※	256,000千円
	R I 地区	再整備工事、防舷材取替工事等	342,599千円
	P I 地区	雨水管敷設	29,668千円
	小計		3,155,414千円
フェリー	R F 1	旅客ターミナルバリアフリー化	13,125千円
合計			3,168,539千円

※港湾法第55条の7及び55条の8に基づく事業の財源は、国庫金無利子借入金(4割)、港湾管理者無利子借入金(4割)、特別転貸債借入金(1割)、自主財源等(1割)で構成されています。

上記設備投資にかかる資金調達については、次のとおりとなっております。

借入区分	P C 16/17	R C 6/7	R C 4/5
国庫金無利子借入金	938,058千円	72,800千円	102,400千円
港湾管理者無利子借入金	938,058千円	72,800千円	102,400千円
特別転貸債借入金	234,600千円	18,200千円	25,600千円
市中銀行借入金	180,000千円	-	-
合計	2,290,717千円	163,800千円	230,400千円

上記以外は自主財源を充てております。

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第1期	第2期	第3期	第4期
売上高	百万円	-	8,071	7,665	8,260
経常損益	百万円	△13	△3,063	△1,142	880
当期純損益	百万円	△13	△1,866	△1,149	4,787
1株当たり 当期純損益	円	△22,413.06	△2,624.20	△1,614.57	6,725.02
総資産	百万円	26	93,292	85,100	82,716

(4) 対処すべき課題

船舶の大型化に対応することにより基幹航路の維持・拡大を図り、国際競争力を強化するため、高規格コンテナクレーン等の建設に引き続き取り組むとともに、阪神港の取扱貨物量の増大に向け、更なる集貨施策の強化に取り組んでまいります。

なお、平成 26 年度中の大阪港埠頭株式会社との経営統合に向け、作業をすすめてまいります。

(5) 主要な事業内容

外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施

(6) 主要な営業所

本社 神戸市中央区浜辺通五丁目 1 番 1 4 号 神戸商工貿易センタービル 1 6 階

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
46 名	△ 1 名

注 従業員数は、平成 25 年度における正社員(神戸市からの派遣者含む)、嘱託職員及び出向社員の数であり、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでいません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
国土交通省	8,987,002 千円
神戸市	18,620,246 千円
三井住友銀行	1,665,840 千円

注 上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額 8,588,400 千円)があります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式総数 711,860 株

(3) 株主の状況

株主	持株数
神戸市	711,260 株
三井住友銀行	600 株
合計	711,860 株

3. 会社役員に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
犬伏 泰夫	代表取締役社長	株式会社神戸製鋼所 相談役
岡田 健二	代表取締役専務	株式会社神戸フェリーセンター 取締役
豊田 巖	専務取締役	
中村 光男	常務取締役(経営管理部担当)	
江本 直輔	常務取締役(経営企画室担当)	
計谷 和明	常務取締役(戦略港湾推進部担当)	
安福 教晃	常務取締役(技術企画部担当)	
丸山 英聡	取締役	日本郵船株式会社 取締役常務経営委員
平瀬 敏夫	取締役	株式会社上組 取締役常務執行役員
岡口 憲義	取締役	神戸市副市長 株式会社神戸フェリーセンター 代表取締役
黒田 勝彦	監査役	大阪港埠頭株式会社 社外取締役
大塚 明	監査役	弁護士

(注 1) 平成 25 年 6 月 26 日付で豊田巖は専務取締役に、安福教晃は常務取締役(技術企画部担当)に、丸山英聡及び平瀬敏夫は社外取締役に就任しております。

(注 2) 丸山英聡、平瀬敏夫及び岡口憲義は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注 3) 岡田健二は平成 26 年 3 月 31 日をもって取締役及び代表取締役を退任しております。

(注 4) 黒田勝彦及び大塚明は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9 名	68,972 千円
監査役	2 名	4,269 千円
合計	11 名	73,241 千円

(注 1) 当事業年度末現在の人員は、取締役 10 名、監査役 2 名ですが、無報酬の社外取締役が 1 名いるため、支給人員と相違しています。

(注 2) 平成 23 年 3 月 18 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を月額 9,000 千円以内、平成 23 年 3 月 18 日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬を月額 1,000 千円以内と決議いただいております。

5. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	丸山 英聡	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	平瀬 敏夫	当事業年度中に4度開催された取締役会のうち2回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	岡口 憲義	当事業年度中に5度開催された取締役会のうち3回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	黒田 勝彦	当事業年度中に5度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大塚 明	当事業年度中に5度開催された取締役会の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 社外役員責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役、社外監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

②社外監査役

社外監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 4,300千円

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 23 年 3 月 18 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 23 年 4 月 1 日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守する。
 - ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、専務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとるものとする。
 - ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、文書分類表に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの把握とその管理及び管理の体制等について、全社的対応は総務課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応することとする。
 - ② 必要に応じて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は職務を執行する。
 - ② 取締役会を必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、常勤取締役の合議により事前に審議を行い、業務執行状況を監督する。
 - ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、事案決定規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び社員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- 5 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社員が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて社員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。

- ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、社員及び関係者からの報告体制を整える。
- 6 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき社員として監査役補助者を社員の中から任命することが出来ることとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- 7 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役は、取締役会規則の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - ② 取締役及び社員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
 - ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
 - ④ 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。